

寝屋川市道路占用料新旧対照表

占用物件		単位		令和3年度 占用料	令和4年度 以降
		期間	数量		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱 3条以下の電線を支持	1年	1本	2,500	2,500
	第2種電柱 4条又は5条の電線を支持			3,900	3,900
	第3種電柱 6条以上の電線を支持			5,200	5,200
	第1種電話柱 3条以下の電線を支持			2,300	2,300
	第2種電話柱 4条又は5条の電線を支持			3,600	3,600
	第3種電話柱 6条以上の電線を支持			5,000	5,000
	その他柱類柱部分のみ			200	230
	共架電線その他上空に設ける線類電柱電話柱設置者以外	1年	1m	23	23
	地下電線その他地下に設ける線類電線共同溝に収容するもの	1年	1m	13	14
	路上に設ける変圧器	1年	1個	1,900	2,200
	地下に設ける変圧器	1年	1㎡	1,300	1,400
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個	3,900	4,500
	郵便差出箱	1年	1個	1,600	1,900
その他のもの	1年	1㎡	3,900	4,500	
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	1年	1m	95	95
	外径が0.07m以上 0.1m未満のもの			130	140
	外径が0.1m以上 0.15m未満のもの			200	200
	外径が0.15m以上 0.2m未満のもの			260	270
	外径が0.2m以上 0.3m未満のもの			410	410
	外径が0.3m以上 0.4m未満のもの			520	540
	外径が0.4m以上 0.7m未満のもの			950	950
	外径が0.7m以上 1.0m未満のもの			1,300	1,400
	外径が1.0m以上のもの			2,600	2,700
法第32条第1項第3号に掲げる工作物	上空に設ける通路	1年	1㎡	3,700	3,700
	地下に設ける通路			2,200	2,200
	その他のもの			3,900	4,500
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		1月	1㎡	740	740
政令第7条第12号に掲げる器具		1年	1㎡	7,400	7,400